

長南町新型インフルエンザ等対策行動計画 改定の概要

改定の経緯

長南町新型インフルエンザ等対策行動計画（町行動計画）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）に基づき、国が策定する新型インフルエンザ等対策政府行動計画（政府行動計画）及び県が策定する千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画（県行動計画）を踏まえて策定するものです。

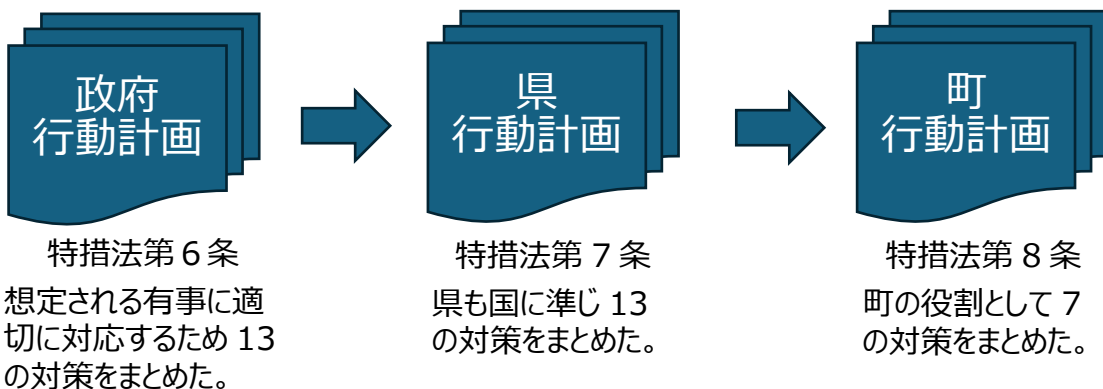
平成26年（2014年）12月に策定した町行動計画は、新型インフルエンザ等による感染症危機が発生した場合に、町民の生命及び健康を保護し、町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるよう、平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示すものでした。

令和4年（2022年）の感染症法改正により、平時から有事に備えた検査体制や医療提供体制等の構築の準備が推進されたことや、新型コロナウイルス感染症への対応の経験を踏まえ、令和6年（2024年）7月に政府行動計画が全面改定され、令和7年（2025年）3月には県行動計画が全面改定されました。

これを受け、町行動計画を全面的に改定し、「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」及び「町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」の2つを主たる目的とし、あらかじめ有事の際の対応策を整理し、平時の備えの充実を図るとともに、有事には迅速かつ的確に必要な対策を講じるための指針を定めました。

なお、町行動計画の改定に当たっては、政府行動計画、県行動計画とともに、国から示されている市町村行動計画作成の手引きに基づき作成し、対策の整合性を図ります。

計画の位置づけ



改定のポイント

1) 計画改定の基本的な考え方

- ・新型コロナウイルス感染症での対応を踏まえた改定
- ・政府及び県の行動計画との整合を図る

2) 平時の準備の充実

- ・感染症対策物資等の備蓄
- ・実効性のある訓練の実施
- ・人材育成を含めた体制整備

3) 対策項目の拡充

- ・対策項目を5項目から7項目に整理・拡充
 - ①実施体制 ②情報提供・共有、リスクコミュニケーション ③まん延防止
 - ④ワクチン ⑤保健 ⑥物資 ⑦町民の生活及び地域経済の安定の確保
- ・偏見・差別等の防止や偽・誤情報対策も含めたリスクコミュニケーションの在り方等を整理
 - 基本的人権の尊重に留意して実施する
- ・各対策項目を3つの段階（準備期、初動期、対応期）で記載
 - 特に準備期の取組を充実させた。改定前は未発生期、海外発生期、国内発生期…

4) 幅広い感染症に対応する対策の整理柔軟かつ機動的な対策の切替え

- ・新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の波が来ることも想定
- ・状況の変化に応じて、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、柔軟かつ機動的に対策を切替え

対策の時期区分

準備期

(平時)

- ・人材育成
- ・訓練実施
- ・体制整備 等

初動期

(国内外での発生直後)

- ・県対策本部設置
- ・情報共有体制構築
- ・コールセンター設置等

対応期

(町対策本部設置後)

- ・まん延防止策
- ・健康観察・生活支援
- ・ワクチン接種

感染症に関する適切な情報を提供